

平成25年度CEV補助金延長に伴うFAQ

番号	Q	A
1	3月7日(金)の締切が延期になったということですか？	そのとおりです。但し、補助事業の最終締切日が延長されただけで、提出ルールは変わりません。つまり、初度登録から1か月以内、初度登録時に車両代金の支払いが完了していない場合は、代金支払いを完了した上で登録日の翌々月末までに申請しないと補助を受けられませんのでご注意ください。
2	2月28日(金)に登録した車の申請締切はいつになりますか？	通常通り、初度登録日から1か月以内ですので、3月27日(木)となります。支払いが完了していない場合は、全額の支払いを済ませ、初度登録日の翌々月末、つまり4月30日(水)(消印有効)までにセンターに申請書を送付してください。
3	3月以降に登録した車も補助対象になるのですか？	補助対象になります。この場合も申請締切は初度登録日から1か月以内です。また、初度登録時に車両代金の支払いが完了していない場合は、代金支払いを完了した上で登録日の翌々月末までに申請してください。
4	延長された後の締切はいつになりますか？	平成26年8月7日(木)(必着)が申請の最終期限となります。但し、予算に限りがあるため、申請期間中であっても受付を終了する事がありますので、登録及び支払い終了後速やかに申請書を提出してください。
5	繰越予算の終わり方は？	補助金残額が申請額を下回りそうになった時点で、ホームページ(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev_index.html)で終了を予告します。最終的には申請金額が繰越予算額を超過すると予想される日より前に申請受付を終了する事になります。
6	補助金額は変わりますか？	繰越によって補助上限額が変わることはありません。対象車種ごとの最新の補助上限額はセンターのホームページ(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/meigaragotojougen.pdf)で確認してください。
7	提出した申請の事務処理進捗を確認することはできますか？	3月7日(金)までにセンターに到着した書類は通常通り確認可能です。3月8日(土)以降にセンターに到着した書類は、4月1日(火)以降の事務処理となりますので、事務処理進捗システムに反映されるのはそれ以降になります。3月8日(土)以降の申請については電話等での問い合わせにはお答え致しかねますのでご了承ください。
8	補助金の支払時期はいつになりますか？	3月7日(金)までにセンターに到着した申請は3月末日までに支払われます。但し、書類の不備修正が整わない場合はこの限りではありません。3月8日(土)以降にセンターに到着した申請は、4月以降の支払いとなります。
9	申請書を直接窓口に出したいのですが、受付けてもらえますか？	地域による不公平をなくすため、センターでは郵送、宅配でのみ受付けています。窓口を持ち込まれた場合については受け付けられませんのでご注意ください。